

『石岡市火災予防条例の一部が改正されました』

多数の者の集合する催し（イベント）を開催するにあたり、火気器具等を取扱う場合は、「消火器」の準備と「露店等の開設届出」が必要です。

平成25年8月に京都府福知山市で発生した花火大会の火災を踏まえ、石岡市火災予防条例の一部を改正し、多数の者の集合する催しに際して、火気器具等を使用する場合は、「消火器の準備・露店等の開設届出」が必要となりました。（平成26年7月1日施行）

1 消火器の設置について

露店等ごとに設置が必要です！

※ エアゾール式簡易消火器・住宅用消火器は対象外です。

火気器具等とは？

ガス・電気・ガソリン・石油・炭など使用する器具
（発電機・コンロ・ストーブ・モーターなど）



2 露店等の開設について

露店等とは？

露店・屋台その他これに類するもの。

露店等の開設届出が必要な催しとは？

火気器具等を取扱う露店等で、祭礼・縁日・花火大会・展示会その他多数の者の集合する場合は、
（運動会・PTA・自治会による行事なども含まれます。）

個人的なつながりがある近親者のみで行うバーベキューや花見などは、対象外です。

露店等の開設届出について？

- ・露店等開設場所の全体配置図
- ・消火器の設置配置図

以上を添付し5日前までに、管轄消防署へ届出してください。

※ 届出書様式については、石岡市消防本部ホームページからダウンロードできます。



お問い合わせ・届出先は管轄する消防署へ

石岡消防署 0299-23-0119

八郷消防署 0299-43-6491